

福岡市内における 喫煙所の整備について

たばこを取り巻く環境対策
喫煙所整備促進調査
—取組が顕在化した主要都市を対象として—



株式会社プランワークス 政策研究所 (PPI)
Planworks Policy Research Institute

受動喫煙防止を前提とした法整備

健康増進法による屋内空間での受動喫煙防止

2020年4月に改正健康増進法が全面施行され、飲食店やオフィスをはじめとする多数の者が利用する施設では、原則として屋内での喫煙が禁止されることとなった。

例外的に喫煙を認める場合でも、煙が他の利用者に漏れ出さない構造・換気設備を備えた喫煙専用室等の厳格な基準を満たした区画に限定され、従来のような「分煙席」や簡易な仕切りだけでは認められない仕組みに改められている。

しかし、この法制度は喫煙行為そのものを一律に禁じる「全面禁煙法」ではなく、**望まない受動喫煙から非喫煙者を守ることを最優先する**という考え方を採用している。

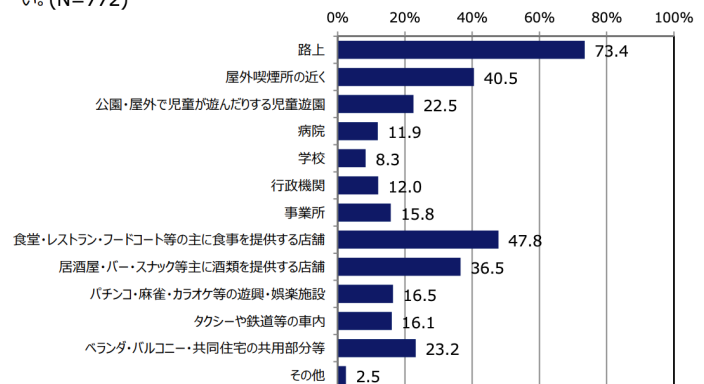
たばこの依存性や嗜好性、既存の喫煙人口の多さを踏まえ、水面下の違反行為や規制反発を招く可能性を踏まえると、**喫煙者と非喫煙者が共存するための現実的かつ実効性のある施策を検討すべき**と考える。

屋内対策の進展と屋外への喫煙場所移行

改正健康増進法により屋内施設での喫煙規制が急速に進展した結果、従来は分煙や喫煙可としていた店舗・事務所でも屋内禁煙への転換が一気に進み、受動喫煙にさらされる機会は屋内環境において減少した一方で、この規制強化により喫煙行動の主な舞台が屋外空間へと相対的にシフトしている。

国立がん研究センターによる意識調査では、**受動喫煙で「不快な思いをした場所」として屋内施設よりも「路上」の比率が最も高く（約7割）**屋内対策の進展に伴う新たな課題が浮き彫りになっている。

【非喫煙者】あなたが受動喫煙で不快な思いをした場所をすべてお答えください。(N=772)



出典：世界禁煙デー世論調査 202

令和5年5月31日 国立研究開発法人 国立がん研究センター

路上喫煙の政策課題化



第一種施設では、周辺道路や駅前広場などで喫煙行為が集中するケースが報告されている。

従来は環境美化条例の対象とみなされていた路上喫煙が、現在では**受動喫煙対策の観点からも重要な政策課題として再定義**されつつある。

つまり、屋内規制による受動喫煙防止効果を実現するためには、**必然的に屋外空間における喫煙場所の配置計画と路上喫煙規制の在り方を統合的に検討する**必要が生じている。

屋外への喫煙場所移行と路上禁煙の広がり

大都市における路上喫煙禁止施策の展開

路上喫煙禁止をめぐるのは、東京や大阪をはじめとする**大都市圏で、受動喫煙と景観悪化に対応する条例ベースの取組が急速に進展**している。

東京都では、千代田区が2002年に全国初の過料付き路上喫煙禁止条例を制定して以降、23区すべてが路上喫煙を規制する条例・要綱を整備した。駅周辺や繁華街に喫煙禁止区域を設定し、受動喫煙防止、やけどリスク軽減、吸い殻散乱防止を総合的に掲げている。

大阪市は2025年1月、路上喫煙禁止区域を市内全域へ拡大した。紙巻きタバコだけでなく加熱式タバコも規制対象とし、違反者には1,000円の過料を科す。

市内各所に喫煙所を整備・案内することで、喫煙を限定された空間に誘導しつつ、路上での受動喫煙を抑制する分煙型のまちづくりを進めている。

全国政令指定都市への広がり

名古屋市、福岡市、札幌市などの政令指定都市も、**中心部の道路・公園に路上喫煙禁止区域を指定し、過料制度を導入**しており、こうした流れが今後更に拡大していく可能性を孕んでいる。



喫煙者への明確な代替行動案の提示が必要不可欠



路上喫煙を条例で禁止したとしても、現実には街区全体を完全禁煙とすることは難しく、一定数の喫煙者は必ず存在し続ける。

したがって、明確な代替行動案を示さないまま禁止区域だけを拡大すると、喫煙者は路地裏やエリア境界のすぐ外側といった、監視や清掃の手が届きにくい場所へと押し出されてしまう。

その結果、吸い殻のポイ捨てや火のついたタバコの不適切な処理が増え、**火災・ボヤの危険性、ならびに周辺住民が想定していなかった場所での受動喫煙被害がむしろ拡大するリスク**が高まる。

適切な数の喫煙所設置による分煙の推進を

こうした負の連鎖を避けるためには、禁止区域の設定と併せて周辺環境に配慮した喫煙所を整備し、喫煙者を適切な喫煙所へ誘導することが不可欠であり、そのことが結果として路上喫煙の抑制と都市空間全体の安全・快適性の向上につながる。

受動喫煙以外のリスクも軽減する喫煙所整備

防災・防犯の観点からの必要性

路上や植え込みへの吸い殻のポイ捨ては、受動喫煙だけでなく**火災リスク**という意味で看過できない問題をはらんでいる。

乾燥した季節には、まだ火の残った吸い殻が街路樹やゴミ箱、建物周辺の可燃物に燃え移り、ポヤや建物火災に発展した事例も各地で報告されている。

規制を強化した大阪市では、**2025年1月16日に商店街でポイ捨てによる火事が発生**している。

火の管理された喫煙所を集中的に整備することは、喫煙行為を安全な場所に集約し、**街全体の火災リスクを低減する「防災インフラ」**としての役割を果たす。

自治体としても、路上喫煙の取締りと同時に、消火器・耐火灰皿を備えた喫煙所を要所に設けることで、防災計画と一体となったたばこ対策を進めることができる。

さらに、割れ窓理論（小さな乱れの放置が悪化を招く）が示すように、たばこのポイ捨てを放置すると、「これくらいならいい」という空気が広がり、**治安悪化や重大な犯罪、モラル低下を招きかねない**。



観光・オーバーツーリズム対策の視点

インバウンド観光客の増加やオーバーツーリズムを踏まえると、吸い殻やゴミが目立つ景観は、受動喫煙防止や防災リスクだけでなく、都市のブランド価値そのものを損なうリスクとなる。

特に、屋外では喫煙可能・屋内では禁煙が一般的な海外からの来訪者にとって、日本の屋外で「どこで吸えるのか」「どこに捨てればよいのか」が分かりやすく示されているかどうかは、その都市への信頼感や再訪意向を左右する重要な要素である。

一定水準のトイレ・ゴミ箱・喫煙所を計画的に整備し、多言語**表示で案内することは、オーバーツーリズム対策であると同時に、「きれいで成熟した都市」というブランドを維持・強化するための基盤インフラ**であり、単に「マナーを守ってください」と呼びかけるだけでは得られない効果をもたらすと考えられる。

行政コストと住民負担の軽減

ポイ捨てを前提としたまま規制と清掃だけで対応しようとする、**パトロール・指導・清掃に多大な人的コストがかかり、自治体財政や事業者・住民の負担が増大**してしまう。

周辺環境の状況から、適切な場所に公共喫煙場所を整備し、そこに灰皿・ゴミ箱・掲示物を集約することで、清掃・監視の対象エリアを絞り込み、限られた資源で高い効果を上げることが可能になる。

喫煙所の整備は、受動喫煙対策にとどまらず、**防災・景観・コストの各面からも合理的な投資であるという位置づけが重要**であり、その総合効果を可視化しながら、関係者の合意形成を進めていくことが求められる。

地域住民の自助に頼るのではなく、行政が責任を負うべきと考える。

<参考外部調査> 非喫煙者も望む喫煙所設置

出典：2025.09.11 ネットエイジア株式会社調べ

「喫煙スペースは必要だと思う」非喫煙者の67%

非喫煙者（500名）に、喫煙スペースに対する意識について質問した。

まず、喫煙スペースは必要だと思うか、不要だと思うか聞いたところ、『必要だと思う（計）』は66.8%、『不要だと思う（計）』は33.2%となった。

所感

非喫煙者の約7割が喫煙スペースが「必要」と回答した事実は、「喫煙所＝喫煙者のための設備」という理解を超え、路上喫煙やポイ捨て、望まない受動喫煙を減らすための社会的インフラとして受け止められていることを示している。

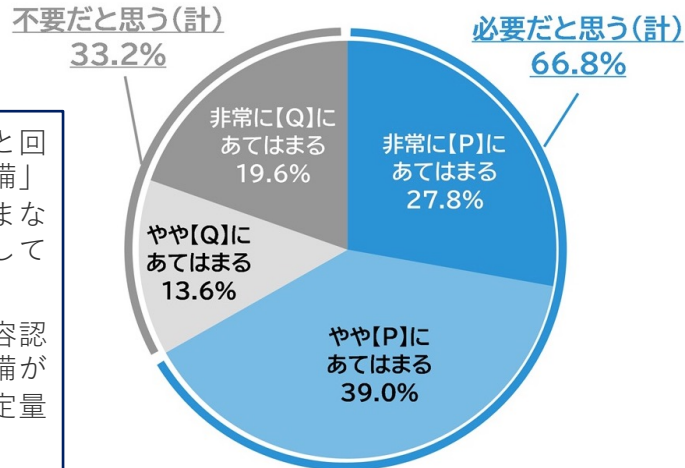
喫煙所設置調査を進めるうえでも、禁煙か容認かの二項対立ではなく、秩序ある喫煙環境整備が非喫煙者にとっても利益となるという点を、定量データで裏づける重要な示唆といえる。

◆喫煙スペースに対する意識【単一回答形式】

喫煙スペースは…

【P】必要だと思う 【Q】不要だと思う

対象：非喫煙者【n=500】

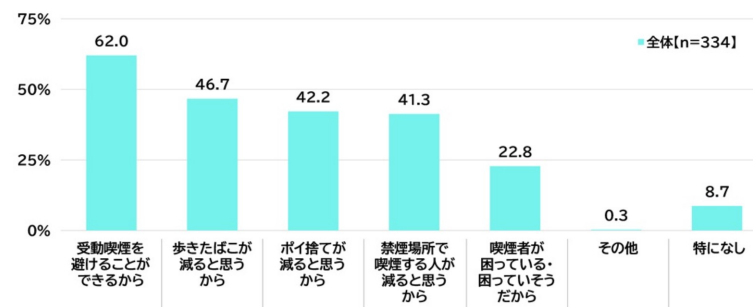


理由は「受動喫煙を避けることができるから」(62.0%)

喫煙スペースが必要だと思う人（334名）に、そのように思う理由を聞いたところ、「受動喫煙を避けることができるから」（62.0%）が最も高くなり、「歩きたばこが減ると思うから」（46.7%）、「ポイ捨てが減ると思うから」（42.2%）、「禁煙場所で喫煙する人が減ると思うから」（41.3%）、「喫煙者が困っている・困っていそうだから」（22.8%）が続いた。

◆喫煙スペースが必要だと思う理由【複数回答形式】

対象：非喫煙者で、喫煙スペースが必要だと思う人



所感

非喫煙者の多くが喫煙スペースを「自分を守る装置」として評価している点が、極めて重要だと思われる。

受動喫煙回避に加え、歩きたばこやポイ捨て、禁煙場所での違反喫煙の減少といった、まちの安全・マナー向上効果への期待が幅広く示されていることから、喫煙所整備は喫煙者の利便だけでなく、非喫煙者や地域社会にとってもプラスの施策として受け止められていると整理できる。

調査タイトル：「喫煙・喫煙スペース」「たばこ税」に関する意識・実態調査2025

調査対象：ネットエイジアリサーチのモニター会員を母集団とする20歳～69歳の男女

調査期間：2025年8月1日～8月4日

調査方法：インターネット調査

調査地域：全国

有効回答数：1,000名（喫煙者500名・非喫煙者500名）

福岡市における喫煙ルールと環境整備の状況

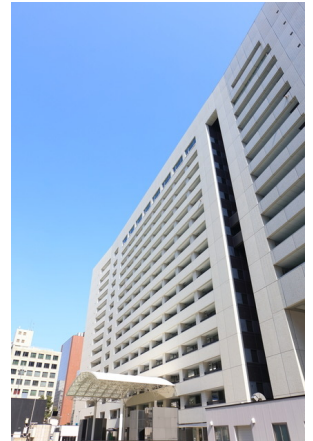
屋内は国の健康増進法が中心

福岡市の屋内における受動喫煙対策は、改正健康増進法に基づく全国一律の枠組みが中核となっている。

多数の者が利用する事業所・飲食店・宿泊施設・工場などは「原則屋内禁煙」とされ、受動喫煙対策が施設管理者の法的義務として位置付けられている。

喫煙を認める場合も、煙が漏れない構造の喫煙室設置や標識掲示、20歳未満立入禁止などの条件が課される。

福岡市はこの国法の内容に沿って指導・啓発・相談対応を行っているが、屋内受動喫煙について健康増進法を上回る包括的な独自条例（全面禁煙の義務付け拡大など）は現時点では確認できず、基本的には国の制度を忠実に運用するスタイルといえる。



福岡市独自の路上禁煙地区指定による屋外対策



一方で、屋外における喫煙マナーに対しては、福岡市は独自条例を整備している。

「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」に基づき、天神・大名地区や博多駅周辺を路上禁煙地区に指定し、**指定区域では、歩行中や自転車乗車中の喫煙が禁止**されている。

違反者には2万円以下の過料を科す仕組みが設けられ、単なるマナー啓発にとどまらない点に独自性がみられる。

これにより、通勤通学者や観光客が集中する都心部の道路空間での吸い殻のポイ捨てなどを包括的に抑制しようとしている点が、福岡市の屋外における対策となっている。

相談窓口・啓発・事業者支援などのソフト面の取組

福岡市は「**Smoke-free Fukuoka City**」などの専用情報サイトを設け、健康増進法の内容や市のたばこ対策方針、受動喫煙防止のポイントを市民・事業者向けに分かりやすく発信している。

また、市民や事業者からの受動喫煙に関する質問や苦情、相談を受け付ける**コールセンター窓口を保健医療局 健康医療部 地域保健課に設置**し、必要に応じてビル管理会社等への指導や改善要請を行うことで、職場や共同喫煙所からの煙の漏れなど具体的なトラブル解消にも寄与している。

さらに、市が作成した標識類を事業者に交付し、喫煙室や禁煙区分を明示することで、利用者が喫煙環境を一目で把握できるような環境整備を進めている。



福岡市における受動喫煙対策の傾向と課題

中心部における喫煙所不足の懸念

福岡市では天神・大名、博多駅周辺を中心に路上喫煙禁止地区が指定されているが、**禁止地区において喫煙所不足が懸念**となっている。

その際、単に禁止区域を設けるだけでは、喫煙者が行き場を失い、**潜在的な違反や「隠れ喫煙」の増加を招きかねない**。

とりわけ、都心部や通勤導線上での喫煙ニーズを考慮すると、路上禁煙地区を設ける場合には、多数の公共・民間喫煙所の整備が不可欠であることを示す具体的なエビデンス（歩行者数や喫煙率、既存喫煙所の利用状況など）を提示し、抑止的に働きかけておく必要がある。

規制強化と受け皿整備のバランスを欠けば、市民のマナー低下に繋がる可能性があり、人に優しく安全で快適なまちづくりという本来の目的との乖離も生じうる点が課題となる。



喫煙所整備を支える民間助成制度の不十分さ



喫煙マナー向上に向けた対策の一環として受け皿となる「喫煙所の設置」が必要であるが、**民間事業者による「適切な分煙環境の整備」が進みにくいのが実情**である。

とくに、中小飲食店や小規模オフィスビルにとっては、喫煙室の設置・改修には相応の初期投資とランニングコストが生じるため、実行につながりにくいという構造的課題がある。

このため、条例や計画に「喫煙所創出」を位置付けるだけでなく、**補助金・助成金などの民間支援制度をセットで創出**しなければ、実効性ある喫煙マナー向上のための環境が整備されないことを訴える必要がある。

財源確保や対象基準などの制度設計が今後の大きな論点となる。

ルールを守りやすい環境づくりの必要性

健康増進法に則った受動喫煙対策による非喫煙者の健康保護を図る一方で、市独自の路上喫煙禁止地区の指定により喫煙者の行動をどこまで制約するかというバランスの問題を抱えている。

路禁エリア拡大や屋内規制強化を進めるほど、喫煙者が利用可能な場所は限定され、結果として近隣住民とのトラブルや喫煙マナー低下の温床となる懸念もある。

そのため、**一方的に規制するだけではなく、喫煙者が社会の中で一定のルールに基づき喫煙できる環境を確保**することが、全体としての喫煙マナー向上につながる。

今後の施策では、非喫煙者と喫煙者の棲み分けの仕組みをどのように調整するかが、制度設計上の重要な課題となる。



福岡市でのヒアリング結果

喫煙所不足が生む路上喫煙

路上禁煙地区である博多地区と天神・大名地区周辺において現地確認およびヒアリングを行った。

博多駅周辺では、**一部エリアでは吸い殻の散乱が顕著に確認**された。当該施設では敷地内喫煙不可であるのに対し、近隣の喫煙所はビル内や地下など入りにくい場所や徒歩10～15分かかる遠い場所に限られ、地元の商店主からは「**たばこの値段が上がっているのに喫煙できる場所がなく売上が下がっている**」「**常設の喫煙所を作ってほしい**」との声が寄せられた。



隠れ喫煙が常態化する「公的喫煙所なし」エリア



オフィス勤務者からは「すぐ行けるところにないと陰で吸う人が増える。**厳しくするだけでは隠れて吸う人が増えるだけでたちごっこだ**」との指摘もあった。

実際、公園内を調査するとばこのポイ捨てが確認された。**モラル・マナー向上の為に、公園内の適切な場所に喫煙所を設置することを検討しなければならない。**

また、一見喫煙所のように見える場所でも**当該ビルの利用者に限定された施設内喫煙所**であり、一般利用不可のケースが多い。

「**コンビニと同じくらいの数は、市が喫煙所を作って欲しい**」との声も。

外国人旅行者への周知は各施設任せ

天神・中洲エリアでも構造は同じで、ホテルスタッフからは「最寄りの喫煙所まで相当な距離がある。**喫煙者の宿泊受け入れが難しく、外国人客にはチェックイン時にルールを周知している**」との声が聞かれた。

店舗関係者からも「最寄りの公園まで行かないと喫煙スペースがない」と確認され、宿泊施設スタッフから「**路上禁煙地区が設定されていることを知らずに、歩きたばこをしている旅行者も多い**」との証言があり、外国人・観光客への周知が各施設任せになっている実態が浮かび上がった。

福岡市の課題は**喫煙所の絶対量不足・外国人観光客への周知不足**という二層の構造問題に集約される



路上喫煙対策の強化と喫煙所設置の両立

路上喫煙禁止地区を設ける際は喫煙所整備を前提に



路上喫煙禁止地区を設ける場合は、「路上で吸えない」だけを広げるのではなく、「**どこなら安心して吸えるのか**」という**受け皿の整備を前提条件として位置付ける必要**がある。

とりわけ、通勤・通学動線や繁華街・観光地では、路上喫煙を禁止すればするほど、喫煙行動が建物出入口や路地裏など人目の届きにくい場所へと移動し、結果として喫煙マナー低下のリスクが局所的に高まる危険がある。

そのため、路上喫煙禁止地区の設定を検討する際には、対象エリアにおいて必要となる数の喫煙所整備をセットで進めることを明文化し、規制のみが先行する事態を避けることが求められる。

喫煙所創出には民間助成が不可欠

喫煙所創出を行政だけに頼るのではなく、オフィスビル、商業施設、飲食店街など**民間事業者による分散的な整備を促すことが、現実的かつ持続可能な喫煙マナー問題の解消につながる**。

現在、福岡市では天神ビッグバンや博多コネクティッドといった大規模再開発が進んでおり、各複合施設では利用者数に応じた喫煙所の設置を促進するなど、官民が連携した対策が求められている。

したがって、「喫煙所整備に努める」といった努力義務を掲げるだけでなく、民間向けの助成金制度や共用喫煙所への参画補助を制度として整えることで、安全で快適なまちづくりを加速させることが必要である。



規制強化と喫煙場所確保を一体で進める



福岡市において安全で快適なまちづくりを今後さらに進めるにあたっては、「**規制ルールを新たに設ける場合は、適切な喫煙場所の確保を同時に拡充する**」という**基本原則を都市政策として明確にしておくことが重要**である。

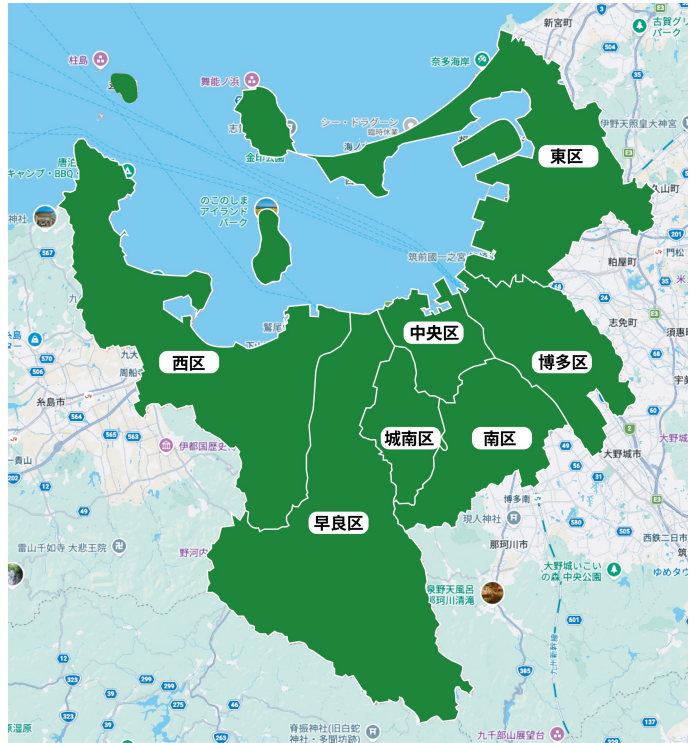
喫煙所の整備を行わずに路上喫煙禁止地区を設けることは、市民のマナー低下を招き、制度の形骸化やルール違反につながりかねない。

市内各所にアクセスしやすい喫煙所を計画的に配置し、民間助成や認定制度を通じて整備を支えることで、非喫煙者に優しく、喫煙者が気持ちよくマナーを守り、持続可能な都市型のまちづくりへと発展させていくことが求められる。

福岡市内の喫煙所必要数をマップで表示

福岡市全域について、KDDIのモバイル空間統計に基づき、**滞在人口の密集度をもとに喫煙所の必要数を算定**する。

特に市の定める「路上禁煙地区」については、必要設置数を抽出。



路上禁煙地区

No smoking area on the road
街上禁止吸烟地区
노상 금연 지구

加熱式たばこは、火を使わないことから、条例による規制の対象外ですが、マナーを守って、周囲に配慮して使用しましょう。

天神・大名地区路上禁煙地区

福岡市 FUKUOKA CITY

路上禁煙地区

No smoking area on the road
街上禁止吸烟地区
노상 금연 지구

加熱式たばこは、火を使わないことから、条例による規制の対象外ですが、マナーを守って、周囲に配慮して使用しましょう。

博多駅周辺地区路上禁煙地区

福岡市 FUKUOKA CITY

当該エリアを500mメッシュに分割して算定

喫煙所設置数算定の基準

KDDIのモバイル空間統計を用いて、福岡市を500mメッシュ単位で区分し、それぞれのメッシュごとに、**福岡市の滞在人口が最大化すると考えられる2025年5月の1ヶ月間について「滞在人口の最大値」を算出・リスト化したうえで設置数を算定**した。

滞在人口が恒常的に少ないエリアまで一律に喫煙所を想定すると、過剰整備や維持管理コストの増大につながるおそれがあるため、ピーク時人口が1万人未満のメッシュは今回の検討対象から除外し、一定以上の人流が集中するメッシュのみを配置検討のベースとしている。

その上で、**対象メッシュごとの滞在人口規模に応じて必要喫煙所数を段階的に設定**する考え方を採用した。（設置数基準は、大阪市調査と同様／下表参照）

※本調査では、京都駅周辺の喫煙所の面積を参考にして必要な喫煙所数を算出しているが設置場所や条件等によって増減する可能性がある。

基準となる面積の根拠

今回の算定で、喫煙所設置数の根拠となった京都駅周辺の設置エリア（500m四方）を面積の単位とする。喫煙所に徒歩で移動できる距離（半径300m）に近い面積でもある。

（参考）JR京都駅：127,178人/日（2020年度乗車人数）、近鉄京都駅：31,753人/日（2021年度乗降客数を半分で割った数字）、地下鉄京都駅：36,647人/日（2020年度乗車人数）、JR京都駅周辺喫煙所数8箇所
 $(\text{JR京都駅} + \text{近鉄京都駅} + \text{地下鉄京都駅}) \div 8 = 24447 \approx 2.5\text{万人}$

駅の影響範囲⇒500mメッシュ

⇒必要設置数を2.5万人に1か所（増加分は下表）



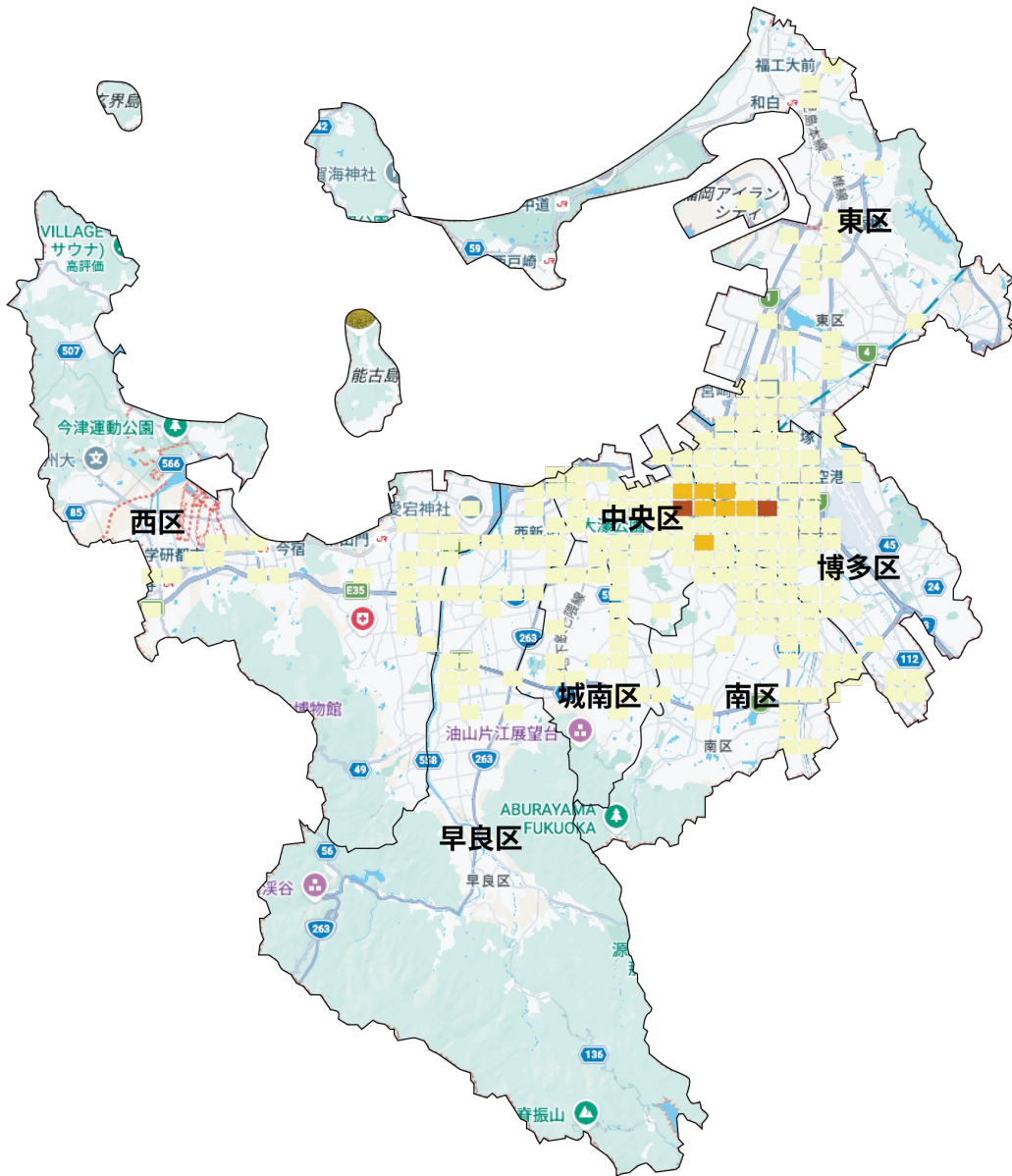
喫煙所設置数・算定基準表（大阪市調査使用分）

以上	未満	必要数
1万人以上	2.5万人未満	1
2.5万人以上	5万人未満	2
5万人以上	7.5万人未満	3
7.5万人以上	10万人未満	4
10万人以上	12.5万人未満	5
12.5万人以上	15万人未満	6
15万人以上	17.5万人未満	7
17.5万人以上	20万人未満	8
20万人以上	22.5万人未満	9
22.5万人以上	25万人未満	10
25万人以上	27.5万人未満	11
27.5万人以上	30万人未満	12
30万人以上	32.5万人未満	13
32.5万人以上	35万人未満	14
35万人以上	37.5万人未満	15
37.5万人以上	40万人未満	16
40万人以上	42.5万人未満	17
42.5万人以上	45万人未満	18
	1万人未満	0

福岡市調査範囲内必要喫煙所数

喫煙所必要設置数は
282カ所との試算

■喫煙所設置必要地域地図色分け凡例（500mメッシュ）



区名	必要設置数	区名	必要設置数
東区	34	早良区	23
博多区	83	西区	29
南区	34	城南区	15
中央区	64	合計数	282

※本調査では、京都駅周辺の喫煙所の面積を参考にして必要な喫煙所数を算出しているが、設置場所や条件等によって増減する可能性がある。

指定区域（必要設置数）

「路上禁煙地区」について抽出

福岡市が指定する「路上禁煙地区」について、**必要設置数**を抽出して表にまとめた。

→既存設置数の公開情報は無し。

「路上禁煙地区」必要喫煙所数は
54カ所との試算



地区名	必要設置数
博多駅周辺地区	30
天神・大名地区	24
合計数	54

路上禁煙地区周辺・喫煙所必要設置数マップ

■ **表示枠内** にかかるメッシュの必要設置数をカウント

■ 喫煙所設置必要地域地図色分け凡例 (500mメッシュ)

	11カ所以上		3~5カ所
	6~10カ所		1~2カ所

博多駅周辺地区 (30ヶ所)



天神・大名地区 (24ヶ所)



福岡市における喫煙所整備促進について

喫煙所設置規模の考え方

KDDIのモバイル空間統計を用い、福岡市を500mメッシュ単位で区分したうえで滞在人口の最大値を算定した結果、**市全域での必要喫煙所数は282カ所と試算**された。

特に路上禁煙地区（博多駅周辺・天神大名の2地区）に限定した場合でも必要設置数は54カ所と算定される一方、現在は民間設置に依存している状態で、市民からも「**コンビニと同じくらいの数は市が喫煙所を作ってほしい**」との声が聞かれており、需要に対して著しく不足している実態が推察される。

重点エリアへの戦略的配置

区別推計では、**特に博多区（83カ所）・中央区（64カ所）の需要が突出**しており、博多駅周辺・天神・大名地区といった喫煙禁止地区や観光・ビジネス拠点では、駅前広場やオフィス街の休憩空間などを結ぶ動線上に一定間隔で喫煙所を配置することで、**路上喫煙の「たまり場」を分散・吸収し、ポイ捨て等の喫煙マナー低下による近隣住民とのトラブルのリスクを抑制**できると考えられる。

公設喫煙所の整備でルールを守れる環境を

福岡市では、施設利用者専用の喫煙所が公共喫煙所と誤認されるなど、規制の実効性を損なう**構造的な課題が路上喫煙＋ポイ捨て数を増加させている**。

公園内調査で、たばこのポイ捨てが確認されたことから、モラル・マナー向上の為には、公園内の適切な場所に喫煙所を設置することを検討し、**誰もが迷わず利用できる公設喫煙所の整備によって「ルールを守りやすい環境」を整える**ことが、実効性ある規制の前提条件となる。

外国人旅行者への周知は公設喫煙所整備とセットで

また**外国人旅行者への周知が各施設任せになっている実態**も浮かび上がった。

路上禁煙地区のルールを知らないまま喫煙する旅行者が複数確認されており、各施設がチェックイン時に個別対応しているのが現状である。

民間任せの喫煙所設置では多言語表示や案内動線の整備まで手が届きにくく、外国人旅行者が喫煙所を探せる環境を整えるためには、**公設喫煙所の戦略的な配置と合わせて、多言語対応や視覚的にわかりやすいサイン計画**を一体的に進めることが不可欠であると認識した。

福岡市における喫煙所整備の方向性

人口動態上の「需要地点」の多くが駅周辺や商業施設・業務ビル周辺に集中していることから、**天神ビッグバンや博多コネクティッドといった大規模再開発の機**を捉えつつ、公設喫煙所の設置を推進する他、民間が活用しやすい助成金制度を整備すること等により、重点エリアにおける喫煙所の量・質を確保しながら路上喫煙規制の実効性を高めることができる。と考える。

また福岡市では、公設喫煙所の量的整備に加えて、**公設喫煙所の区別表示・多言語周知といったソフト面の施策を一体的に進める**ことが求められる。

調査主体

株式会社プランワークス

株式会社プランワークスは、2013年に設立された調査企画会社です。

公共政策や行政分野を中心に、企業・団体のマーケティングや広報に関する各種リサーチと企画立案を行い、データに基づく実践的なプランニングを提供しています。



プランワークス政策研究所とは

「プランワークス政策研究所」（旧トレンドラボ）は、次世代のプランニングを創造する政策研究シンクタンクとして、行政課題や社会課題に関する独自調査・分析を行う専門ユニットです。

そこで得られた知見を、政策提言やレポート制作だけでなく、具体的な企画・施策の設計にも反映し、行政・企業双方のパートナーとして機能することを目指しています。



<連絡先>

※調査に使用した元データご希望の際は、
下記よりお問い合わせください

プランワークス 政策研究所
E-mail ppi@planworks.jp

※各メッシュごとの設置数などの元データご希望の際は、メールまたはHPフォームよりお問い合わせください